

# 離婚過程の女性が抱える課題と支援ニーズ

## —シングルマザー・プレシングルマザー<sup>(1)</sup>のインタビュー調査から

宮坂 順子\*

### 1. はじめに

厚生労働省「2016年ひとり親世帯実態調査報告」によれば、シングルマザーのおよそ8割が離婚を原因としている。また「人口動態調査」ではその6割に「親権を行わなければならない未婚の子ども」がおり、さらに離婚に際し「全児の親権を持つ」のは8割以上が母親である。

日本において、シングルマザーの生活困窮については、これまで多くの調査研究がある。「子どもの貧困」とも重なり合う部分があり<sup>(2)</sup>、改善されなければならない課題として、広く認識されている。しかし、その根底にある問題構造は長年全く変わっておらず、シングルマザーの生活困窮は、常にその時々の子どもの社会の影響を真っ先に受けつつ表出する今日的課題である。

一方、本研究で取り上げる「離婚前ではあるが実質夫と別居していて、シングルマザー状態にある人々」(中野 2009: 8) (以後プレシングルマザーとする)については、シングルマザーの前段階でありながら、その実態についての調査研究は数少ない。これまでほとんど見落とされてきたといっても過言ではない。2020年の離婚件数は193,251件であるが、離婚に悩むプレシングルマザーがどれ位いるのか、数の把握も難しい。

赤石 (2014: 34) は「夫と別居中のシングルマザーの困難はなかなか表に出てきにくい、実は離婚が成立する前の状況がもっとも困難を伴う」と指摘する。十分とは言えないまでも、ひとり親世帯には社会保障等の支援があるが、離婚前のひとり親世帯であるプレシングルマザーは、ほとんどの場合、日本の世帯単位制度の外にある。

離婚を決意してから離婚に至るまでに、プレシングルマザーの多くは、さまざまな葛藤や、困難な離婚交渉や、生活不安などの課題を抱えて高い葛藤状態に陥る。離婚に際して裁判所が必ず関与する諸外国と異なり<sup>(3)</sup>、日本においては、すべて当事者の判断に委ねられている。離婚前の当事者への適切な情報提供やサポートは、離婚後の安定した生活設計や子どもの養育にとって不可欠と言える (二宮 2016: 29)。

そこで本研究の目的は、プレシングルマザーが離婚過程で直面する生活課題を明らかにし、その支援ニーズを探り、離婚後の安定した生活につながる有効な支援策を検討することである。プレシングルマザーの困難を可視化することで、社会的関心が高まり、具体的な支援策の実現や、ひいてはシングルマザーの貧困問題の改善にも寄与するものと考えられる。

本研究は、プレシングルマザーの生活実態をより明らかにするために、研究手法と

\* 昭和女子大学女性文化研究所特別研究員

福山市立大学非常勤講師 2020/21年度 KFAW 客員研究員

してインタビュー調査を用いている。

## 2. プレシングルマザーに限定した先行調査研究

離婚成立後の「シングルマザー」に関する調査研究は、これまで多くの研究領域からさまざまな視点で、数多く存在している。また、公的な大規模調査である厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」も 5 年に一度実施されている。

しかし、前述したように、本研究の目的である離婚を決意してから離婚が成立するまでのプレシングルマザーの生活実態に限定した調査研究は非常に数少ない。そこで、ここでは、プレシングルマザーに限定した先行調査研究を取り上げる。

「プレシングルマザー」の名付け親でもある中野 (2009a, 2009b) は、論文の小さな自体、プレシングルマザーの存在が社会的に排除されていることを示しているに他ならず、その存在を可視化し、ニーズに応じた支援が必要だと論じる (2009a: 22)。シングルマザーへのインタビュー調査を詳細に分析し、プレシングルマザーが直面する困難として、「DV 問題」、「住宅問題」、「仕事と経済問題」、「離婚調停と心理的不安」の 4 つの課題に言及している。中野は「プレシングルマザー」が直面する困難の分析を通し、日本の近代家族成立過程で定着した「離婚・非婚への差別や偏見」について問題提起を行っている。

神原は、長年の家族研究の蓄積をもとに、「子づれシングル」<sup>(4)</sup>の「生きづらさ」<sup>(5)</sup>に着目している。離婚を経験した女性たちの調査から、「生きづらさ」の要素として「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」の 3 要素を析出し、それを数値化して、離婚前シングル

マザー (プレシングルマザー)、現役シングルマザー、子どもが巣立ったポストシングルマザーで比較し、いずれの要素も離婚前が最も高い値を示していることを明らかにしている。さらに離婚前の女性に特有の「生きづらさ」の要素として「屈辱感」を挙げている。「人間として、妻として、女性としての尊厳を傷つけられても耐えるしかない状況は、屈辱感ゆえの生きづらさと捉えることができる」とし、プレシングルマザーを離婚に向かわせる「押しの要因」に「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」、「屈辱感」の 4 つを挙げている (2019: 62)。

これまでプレシングルマザーについて公的な調査がない中で、ひとり親支援団体等による 2 つの調査が実施されている。

ひとり親支援団体「シングルペアレント 101」代表の田中 (2015, 2018) は、自らの離婚経験から、プレシングルマザーの状況がほとんど世間に知られておらず、「離婚前後のワンストップ相談窓口」もないことから、シングルマザー 26 名に聞き取り調査を行い、プレシングルマザーに向けた離婚のガイドブックを発行している。

2020 年には、ひとり親支援団体と研究者からなる「別居中・離婚前のひとり親家庭」実態調査プロジェクトチームによる Web アンケート調査が実施されている。回答者 262 名のほとんどがプレシングルマザーであった。就労収入 200 万円未満が 7 割、別居期間は 1 年～4 年以内が 6 割以上を占めている。別居中でも同居親が受け取れる「児童手当」について、「受け取れていない、もしくは誰が受け取っているかわからない」が全体の 2 割以上あり、そのうちの 4 割が、受給者変更ができることを知らなかったと回答している。コメント欄には、「離婚が成立していないと何もできないと区役所で言われた」、「コロナでシング

ル対象の支援も、児童扶養手当をもらっていないから対象外だった」といった制度の外に置かれているプレシングルマザーの不満が語られている。

本研究は、これらの先行調査研究を参考に実施した。

### 3. 調査の概要

#### (1) シングルマザー・プレシングルマザーへのインタビュー調査

##### (a) 調査概要

2020年11月から2021年2月にかけて、「東京都ひとり親家庭支援センター」及び認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」のメルマガ会員に調査への協力を呼びかけた。対象は、「未成年の子どもを抱えて、離婚を前提とした別居をおおむね1年以上経験し、ここ数年以内に離婚した人」とし、離婚時期、離婚原因、離婚の方法、居住地域、年齢等を考慮して40名（表3-1参照）に調査協力を依頼した<sup>(6)</sup>。

##### (b) 調査方法

調査協力者に、事前に以下の質問項目を提示し、半構造化面接法により、ひとり1時間半から2時間程のインデプスインタビューを実施した。zoomによるオンラインインタビューが38名、対面インタビューが2名であった。

表3-1 事前に協力者に提示した質問項目

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻前後及び現在の就業状況</li> <li>・別居のきっかけや葛藤</li> <li>・別居後の生活状況（住居、生活費）</li> <li>・子どもの状況・家族や周囲との関係</li> <li>・利用した相談窓口・情報収集、公的支援等</li> <li>・離婚手続きの状況や疑問点</li> <li>・離婚成立時の取り決め（養育費、財産分与、面会交流など）</li> <li>・必要とした社会的なサポート</li> <li>・離婚過程で感じた疑問や矛盾など</li> </ul> |
|--|

##### (c) 分析方法

インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て録音し、テープ起こしした後、以下の項目について分析した。なお、本稿では、プレシングルマザーの生活実態をより明らかにするため、当事者の語りを多く引用している<sup>(7)</sup>。

- ①離婚前後の葛藤
- ②相談窓口や情報・公的支援等へのアクセス状況
- ③別居後の生活状況
- ④就労状況
- ⑤DV・モラハラを原因とするケースの状況

##### (d) 調査協力者40名の属性

表3-2は調査協力者の基本属性である。年代は30代と40代が9割近くを占めている。離婚原因はDV・モラハラ（以下DVとする）<sup>(8)</sup>が21名、それ以外の原因が19名であった<sup>(9)</sup>。別居期間は「1～3年未満」が23名と最も多く6割を占めているが、「5年以上」には別居10年のケースも含まれている。離婚方法は「調停離婚」が最も多く16名、「協議離婚」が11名、「裁判離婚（和解1件含む）」が6名、「係争中」

の 2 名も含めると家庭裁判所を介した離婚が 6 割であった。話し合いの長期化や難しさを示している。離婚時の未成年の人数は「2 人」が最も多い。最終学歴は「大学・大学院」が 18 名と半数近くを占めており、総じて高学歴である。調査協力者の居住地は、首都圏が 6 割、首都圏以外が 4 割であった。

表 3-2 調査協力者の基本属性

N=40 人

|                   |                     |    |
|-------------------|---------------------|----|
| 年<br>代            | 20 代                | 2  |
|                   | 30 代                | 11 |
|                   | 40 代                | 23 |
|                   | 50 代                | 4  |
| 原 離<br>因 婚        | DV                  | 21 |
|                   | その他                 | 19 |
| 別<br>居<br>期<br>間  | 1 年未満               | 3  |
|                   | 1～3 年未満             | 23 |
|                   | 3～5 年未満             | 8  |
|                   | 5 年以上               | 6  |
| 離<br>婚<br>方<br>法  | 調停                  | 16 |
|                   | 協議                  | 11 |
|                   | 裁判 (和解 1 件含む)       | 6  |
|                   | 調停→協議 <sup>注1</sup> | 5  |
|                   | 係争中                 | 2  |
| 子 別<br>の 居<br>数 時 | 1 人                 | 15 |
|                   | 2 人                 | 18 |
|                   | 3 人                 | 7  |
| 最<br>終<br>学<br>歴  | 高校                  | 10 |
|                   | 短大・専門学校             | 12 |
|                   | 大学・大学院              | 18 |

注 1) 調停不成立もしくは取下げ後協議離婚。

注 2) 就業形態については表 4-5 を参照。

#### (2) ひとり親支援団体へのヒアリング調査

プレシングルマザーへの積極的な支援活

動を実施している以下の 2 つの団体に、オンラインによるヒアリング調査を実施した。

調査時期：①認定 NPO 法人「しんぐるまごあず・ふおーらむ」  
(2021 年 8 月 16 日実施)

②「シングルペアレント 101」(2021 年 9 月 3 日実施)

調査内容：プレシングルマザーへの基本的な対応について (講座や支援活動の現状、他機関との連携の現状、プレシングルマザーへの周知の工夫等)

#### 4. 離婚過程でプレシングルマザーが抱える課題

##### (1) 離婚を決意するまでのさまざまな葛藤

インタビューからは、ほとんどのケースが、まず「離婚が子どもに及ぼす悪影響」を心配している。離婚後の「ひとり親での子育て不安」と合わせて、「子どものために離婚を思いとどまろう」と逡巡している。離婚後の「経済不安」も多くみられた。

その他、「離婚をすることの負目」や「ひとり親への世間の偏見」を危惧するケースも多いことがわかる。これは、離婚後、「学校で先生から、母子家庭だから愛情不足だと言われた」、「シングルマザー」というと皆にすごく驚かれる」、「子どもの友達が、なぜお父さんがいないのかと子どもにしつこく聞いてくる」といった周囲の好奇の眼に晒されていると感じることともつながっていると思われる。離婚後も、「ひとり親だということは学校や近所に伝えていない」、「無駄に同情や偏見の目で見られたくないので、父親は単身赴任中と伝えている」といった離婚を秘匿するケースが 8 名いた。

離婚に対する葛藤からは「日本社会にお

ける離婚に対するマイナスイメージの強さや離婚したくとも離婚後の生活の目途が立たないという女性たちの経済力の乏しさを指摘することができる」（神原 2020：290）。多様性を認めない、日本社会に強固に組み込まれたジェンダー構造が垣間見える。

子どもがいる場合の離婚にはかなりのハードルがあり、それでも決意せざるを得ない事情がある（赤石 2014：9）。インタビューからは、多くのケースが、悩んだ末に離婚を決断していることがわかる。

### ●社会の根強い偏見と子育ての呪縛

「家を出る前の1年位は、子どものためにどうしよう」といつも真剣に考えていた。義母には子どもに憎まれるから、元に戻れと言われた」/「子どもから父親を奪うのはどうか、自分が我慢すれば良いのではと思った時もあった」/「離婚は良くないとか、両親が揃っていないとか、自分の思い込みで、離婚に踏み切りをつけるのに時間がかかった。今でも自分が至らなかったのではないかという後悔は常にある」/「離婚を決めるまで自問自答の日々だった。一時の気の迷いで簡単に離婚をしてはいけないと思った。子どもに苦勞をさせるのではないかと悩んだ。」/「子どものために別れてよいのかずっと悩んでいた。子どもにとって親は親なので、父親がいないのはかわいそうと思った」/「シングルになるのは嫌だったので我慢していた。子どもが父親不在でちゃんと育つのかといった離婚に対する偏見があった。」

### ●離婚後の生活不安

「子どもを連れて家を出て行くのがよいかと考えたが、出て行くと家賃がかかる。なんとかXデイが来るまでは、むやみに動かないようにしようと思った」/「ネガティブな感情で離婚しても子どもにあまりいい影響がないだろうと、一旦離婚を思いとどまり、経済力をつけることを考えた。

でも離婚していいのか、最後の最後まで悩んだ」/「お金も自由にできず一歩踏み出すのに時間がかかった」/「離婚したかったが、パートなので、子育てが終わるまで頑張ろうと（裁判で）争った」/「8年間悩んだ。子どもが20歳になるまでは我慢と思っていたが、40代では社会復帰ができないのではないかと悶々としていた。離婚に踏み切れなかったのは専業主婦だったからだ。」

## (2) 相談窓口や情報へのアクセスの課題

表4-1は、調査協力者が情報収集や相談に訪れた窓口をまとめたものである。また、表には記載していないが、ほとんどの人が、日常的に居住地の自治体窓口を利用していた。

インターネット検索やブログの閲覧も半数以上が日常的に行っており、言うまでもないがスマホやパソコンが手軽な情報収集ツールとして定着している。

個別の相談窓口では、「法テラス・自治体の無料法律相談」と「女性相談センター」が13件と多い。「法テラス・自治体の無料法律相談」は、複数回利用したというケースが多く、離婚を考えた時、まず法律的な解決を求める傾向があることがわかる。「法律問題の偏在性が自治体相談における需要のひとつの特徴」（村山 2010：401）との指摘もある。

「女性相談センター」は、DV被害の相談者が多く利用していた。「子育て支援センター」は自治体により名称も多少異なるが、子どもに関わる相談だけではなく、離婚相談や法律相談やひとり親に向けた講座等を実施している所もあり、離婚前にひとり親向け講座に参加しているケースもあった。

表 4-1 情報収集や相談した窓口(複数回答)

N=40 人

|                              |    |
|------------------------------|----|
| インターネット検索                    | 20 |
| 法テラス、自治体無料法律相談               | 13 |
| 女性相談センター(男女共同参画センター・女性センター等) | 13 |
| 子育て支援センター(母子相談センター等)         | 9  |
| NPO、自助グループ                   | 8  |
| 配偶者からの暴力相談支援センター             | 3  |
| 警察                           | 2  |
| 福祉事務所                        | 2  |
| 児童相談所                        | 2  |
| ひとり親サポートセンター                 | 1  |
| マザーズハローワーク                   | 1  |

8 名が NPO や自助グループにアクセスしていた。キャリア支援、離婚相談、就学支援金、食料支援等を受けていた。

以下では、公的な相談窓口、NPO・自助グループ、インターネット利用についてインタビューの抜粋を挟みながら、有効な情報提供や相談について検討してみたい。

#### (a) 自治体の窓口対応

##### ●期待とのズレがあった

「区役所のひとり親相談窓口や子育て支援課で制度について相談した。そこでの対応は人によった。すごくわかってもらっているなという人に会えば良いが、聞いてもわからなかったりした。区役所は、「ケアしてもらう場所」ではなく「ただ申請をする場所」と思っている」/「市役所に児童扶養手当の相談に行ったら、「離婚したらまた来てください」と言われた」/「妊娠しているし、働けないし、児童手当も夫の方にいって、夫の給与ももらえないので、どうしたら良いかと市役所に 3 回聞きに行った。1 回目は取り合ってもらえず、2 回目はひとり親のハンドブックを渡された。3 回目に、(児

童手当をもらうには)「監護権の放棄をもらうように」と教えてくれた。人によって対応が違った。市役所は一緒に考えてくれることはなかった。「じゃあ死ぬしかないですね!」と言って帰った記憶がある。子育て支援センターにもよく行ったが、愚痴を聞いてくれるだけでアドバイスはなかった」/「市役所に相談しても、これはここに、これは弁護士相談に、これはうちではないのでといったように淡々としていた。地域に支えられたという思いはない」/「市役所に行っても、「まだ離婚していないですよ」と言われて、詳しく話を聞けなかった。人によるかもしれないが」/「近隣の市の福祉施設に行ったが、DV に対する反応が薄かった。対応してもらえなかった。地域差を感じる」

##### ●期待に応えてくれた

「区のひとり親相談室の人は、電話すればじっくり話を聞いてくれたので助かった。「ひとりで生きていける」と言われ、部屋や仕事を決めるのを手伝ってくれた」/「引越した先の市の福祉担当者は、一緒に全部窓口を回ってくれたので、ありがたかった。窓口がバラバラでも、そういうことができる人がいればいいと思う。個室で飲み物なんかも出してくれたし、いろいろと気を使ってくれた。パーフェクトだった」/「市の男女共同参画センターで、女性弁護士の無料相談を受けたことがあった。「頑張れ」と励ましてくれた。モラハラで有名な弁護士だとわかった。その弁護士に随分支えてもらった。」

身近な自治体の窓口対応と、女性たちの期待にズレがあることがわかる。「寄り添わずずっと相談に乗ってくれるところがあれば」という声が多く聞かれた。

一方、満足できたとする対応も、担当者の資質や問題意識が大きく影響しているように思われた。離婚問題を抱えて自治体等

の相談窓口を訪れる当事者は、混乱の最中にある。「どこに相談して良いかわからない」という解決手段へのアクセスに困難を抱えている人が少なくない。安心を求めていると思われるので、丁寧に答えることが、カウンセリング的機能を有している」(南方・田巻 2013:88)。日常的に利用する身近な自治体窓口での、丁寧な交通整理<sup>(9)</sup>が求められているといえる。

また、調査からは、窓口対応の地域格差が述べられていた。公的機関では、情報や対応の全国的な均一性は不可欠であろう。

#### (b) NPO・自助グループへのアクセス

##### ●支援活動に助けられた

「DV 被害者の支援団体に相談していた。パート収入は上がらないと思っていたので、その会でキャリアワークセミナーに参加し面接の仕方や自分の能力の活かし方などを学び、派遣社員の試験を受けて飛び込んだ。面接のスーツも支給してもらえた。ひとり親支援団体では、資格を取るための金銭的援助やキャリアプランも立ててもらえ、簿記3級の資格が取れた。NPO 頼りだ」/「源泉徴収票などを出して審査があったが、子どもに入学祝い金5万円がもらえることになった」/「DV 被害者支援の会などに相談していた。相談したことで自分のDVの気づきや子どものことなど話せて役立った。フードバンクでは、婚姻費用を止められていた時、食糧支援を受け助かった。」

調査協力者40名のうちNPOや自助グループにアクセスしていたのは2割ほどであった。これは、「まだシングルマザーではない」との思い込みや、離婚前は離婚方法や条件を調べることに終始していたためと思われる。インタビューから、プレシングルマザーに対して、実際的で柔軟な支援がなされていることがわかる。食料支援活

動も「応援してもらえている」という心理的効果や、相談や学習支援につながる支援ツールとして取り組んでいる(赤石 2014:207)。

離婚後に団体を知り、「離婚前に登録していればよかった」、「離婚調停で苦勞していた時に知っていれば」といった声が多数聞かれた。離婚前であっても、相談や講座が受けられるという広報の工夫が必要かもしれない。

本調査研究では、前述したように、共にひとり親支援活動を行う、認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」と「シングルペアレント101」にヒアリング調査を実施した。

両団体とも、ひとり親世帯向け食料支援や講座等を実施しているが、離婚が成立しているか否かは一切問わず、参加を受け入れているとのことであった。また、認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」は、プレシングルマザーに向けたサイトも運営している<sup>(10)</sup>。自治体とのさらなる連携が進み、活動の幅が広がることを期待したい。

#### (c) インターネットの活用

##### ●手軽な情報収集ツールはネットだった

「区の子どもと女性の支援センターに相談に行き、養育費をもらった方が良いとアドバイスされた。車もなく、平日は仕事で、子どもを抱えて身動きが取れなかったため、あとはひたすらネットで調べた。ネットは心を落ち着かせる作業の一つだった。これからの人生も不安だったが、シングルマザー向けの支援が多いことを知って、同じような思いをしている女性が多いんだなと思った。悩んでいるより先に進もうと思った。」/「インターネットのツイッターを始めたら、似たような仲間ができて、いろいろな先輩がいて、そこで相談できた。ただツイッター

は裏付けがないので、それをもとに有料、無料の弁護士相談と合わせて情報収集した。」/「離婚については、インターネットで調べることが多かった。離婚後の生活費や弁護士などを調べた。友人には相談できなかった。」/「ネットを一番に見た。調停の進め方や離婚準備のブログとか読み漁った。」/「混乱している時に自分で情報を選んでいくことは難しい。ネットでは、情報があまりすぎて、どれが良いかわからない。」

調査協力者の半数以上がインターネットを活用していた。しかし、自分が必要とする情報を探し出すことが難しく、「食糧支援があることも知らなかった」、「新旧の情報混在していてわかりにくい」、「全国的な支援が載っているサイトがあれば」といった声が聞かれた。「児童扶養手当が公的支援のいわばハブステーションとして機能している」<sup>12)</sup> (赤石 2016: 82) ため、受給資格のない多くのプレシングルマザーは、公的な情報が届きにくいという問題も指摘できる。誰でも安心してアクセスでき、最新の情報が得られるプラットフォーム型の情報提供<sup>13)</sup>が必要といえよう。

### (3) 別居後の生活自立の困難さ

別居後の生活を事前に準備できたケースは数少ない。多くの人にとって、その時は突然やってくる。神原 (2020: 324) は、シングルマザーの離婚後の生きづらさを軽減できる条件として、安定した仕事や資格、養育費、持ち家あるいは実家に住むことができること、育児や家事の援助者がいることなどをあげている。実質ひとり親世帯であるプレシングルマザーにとって、「養育費」が「婚姻費用」に置き換わるだけで、そのまま当てはまる。

以下では、プレシングルマザーの生活を支える公的支援、婚姻費用・離婚調停、別居

後の住まいについてみていく。

#### (a) 公的支援

表 4-2 は母子世帯が受けられる主な社会保障給付である。ひとり親世帯の 7 割が受給し「ひとり親世帯にとって生命線」(赤石 2014: 228) とも言える「児童扶養手当」は、ほとんどのプレシングルマザーは受給できない<sup>14)</sup>。本調査では、別居中、夫との連絡が途絶え、「遺棄」扱いとなり「児童扶養手当」を受給したケースが 1 件あったが、その他は、中学生以下の子育て世帯を対象とする「児童手当」や「就学支援」<sup>15)</sup> の受給のみであった。実質シングルマザーでありながら婚姻状態にあるため、世帯所得にかかる高い保育料の負担など、別居中の不安定な生活に、硬直化した制度の齟齬が追い打ちをかける。

表 4-2 母子世帯が受けられる主な社会保障給付

|   |
|---|
| 児童手当<br>児童育成手当 (東京都のみ)<br>児童扶養手当<br>特別児童扶養手当<br>公的年金 (遺族年金)<br>生活保護 |
|---|

出所: 周 (2014: 44)、表 1-7 より抜粋。

●「遺棄」の認定も 1 年待たなければならない  
「申請をしなければならなかったが手続きをして、遺棄扱いで児童扶養手当をもらった。婚姻費用があると遺棄にならないため、1 年待って児童扶養手当 5 万円ぐらいだったがもらえた。ひとり親世帯の支援やディズニーのチケットなどももらえ、子どもが小さかったので助かった。」/「市役所に何か受けられる支援はないか聞きにいった。調停や裁判になっている場合、児童扶養手当など受けられないのだろうか」/「当時、婚姻費用はなく、児童扶養手当ももら



えず、とにかく経済的にきつかった」/「区役所の窓口にしよっちゅう行って、調停中だという書類を出して「就学支援金」がもらえることをたまたま知った。少額だったが助かった。」

●「児童扶養手当」を受給するために苦渋の選択をした

「夫が婚姻費用4万円の減額を申し立ててきた。仕事を辞めたらしい。減額されるくらいなら、児童扶養手当の方がいいと思い、「なんでもいいから離婚して欲しい」と伝えて、協議離婚の書面を送った。養育費なし、面会交流は月1回、今後何も請求しないという取り決めをして離婚した。」/「早く離婚して公的支援を受ける方が先だと、弁護士に言われ協議離婚した。今は何にももらっていない。」

(b) 婚姻費用、離婚調停

公的支援もほとんどない中で、プレシングルマザーにとって、「婚姻費用」は別居中の生活に大きく影響を及ぼす。「婚姻費用」とは、民法第760条に「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する」と定められており、通常、相手との話し合いで支払われる生活費である<sup>66</sup>。私的扶養であり、支払い月額、本人の収入や夫の支払い能力等が影響する。本調査では、40名中17名が取決めをしており、うち15名が調停を介している。金額は2万円から28万円と開きがある(表4-3)。途中で支払われなくなったケースや、減額となったケースもあった。婚姻費用が離婚成立までの比較的短期間の生活費であることから、養育費に比べて取り決め率は低い(表4-4)。時間のかかる調停の問題や相手が全く話し合いに応じないなどで、決めるまで数ヶ月以上かかっているケースもあった。離婚前の生活費とはいえ、金額も低く当て

にできない。前述したように安定的に支給される公的な児童扶養手当を優先し、離婚を急ぐケースもあった。

自分の就労収入も安定せず、相手頼みの不安定な婚姻費用では、子どもとの生活費を賄うことは厳しい。別居中、親族の支援を受けているケースは多い。

表4-3 婚姻費用の取決め月額 (N=17)

|    | 5万円未満 | 5～10万円未満 | 10～15万円未満 | 15万円以上 |
|----|-------|----------|-----------|--------|
| 件数 | 5     | 4        | 4         | 4      |

表4-4 婚姻費用及び養育費の取決め状況 (件)

| 取決めの有無 | あり      | なし | 合計 |
|--------|---------|----|----|
| 婚姻費用   | 17 (15) | 23 | 40 |
| 養育費    | 27 (20) | 11 | 38 |

注1. カッコ内の数値は調停等の家庭裁判所を介した件数。

注2. 養育費は、係争中の2件を除いている。

●婚姻費用の支払い

「夫は自営業なので年収を7万円に下げてきて、逆に婚姻費用を払えと言ってきた。代理人が年収7万は現実的ではないと言ってくれたが、結局2万か3万しかもらえなかった」/「まず調停で婚姻費用の請求をした。最初は28万円だったが、夫からは体調が悪く働けないと減額調停があり10万に減った。調停は何ヶ月もかかった。働かなければと思ってパートに出た」/「別居中はいくらか生活費として口座に振り込んでくれたが、住宅ローンや光熱費の支払いもあり、生活費が足りず、一時的に実家の両親に援助してもらった」/「婚姻費用は5万円位だった。離婚まで払ってもらったが、オムツ代などは、実家やきょうだいに助けてもらった。とに

かく働かなくてはいけないと思い、レストランの厨房で働き出した。」

(c) 別居後の住まい

生活費の確保とともに、プレシングルマザーにとって、別居後に、どこに身を寄せるかは重大な問題である。離婚成立前の転居(事前転居)は緊急性が高いと考えられ、実家や親類に身を寄せる割合が高い(葛西 2017:33)。本調査でも、実家が 21 名と最も多かった。しかし、離婚成立後、実家近くに独立するケースも多く、調査時点で親と同居を続けていたのは半数であった。親との関係性や、離婚成立後にひとり親世帯と認定されることで、公的支援が受けやすくなるなどの理由であった。

その他は、賃貸アパートが 7 名、自宅 7 名(うち持家 4 名)、シェルターなど公的施設入居者が 3 名、家庭内別居が 2 名であった。ここでも多くの生活不安を抱えるプレシングルマザーにとって、親族の経済的・精神的サポートは非常に大きな支えとなっている。しかし、このような手助けが得られないケースもある。「離婚前でも、公営住宅や家賃補助が欲しかった」という声が多数聞かれた。

別居後の住まいは、子どもの保育園や学校、仕事、次章で取り上げる DV・モラハラが原因の離婚では、夫との距離など、さまざまな要因が影響を及ぼしている。

●別居後実家に同居

「別居後母と同居し公営住宅に住んでいたが、離婚成立していないためひとり親と認めてもらえず、仮同居という扱いだった。正式同居にするために急遽、婚姻費用や養育費なども取り決めをせず離婚した。家賃の方が、婚姻費用より高いので仕方なかった。」/「子どもの保育園のこともあり、引越しができなかった。しばらく

同じ家に住み続けていた。子どもは認可保育園に入れたが、(離婚前で)世帯所得にかかっていたので保育料がとても高かった」/「実家でいろいろ世話になったが、母が大変で、疲れてくると、たまに怒って「出ていけ」とかいう話になったりした。とても辛かった。家を出てきて、またここでも子どもに辛い思いをさせるという思いがあった。仕事を増やしてお金を稼ぎたかったが、母に面倒をかけるのでセーブせざるを得なかった。離婚後は実家を出て子どもたちと家賃 91,000 円の賃貸で暮らしている。公営住宅に入れたらいい。」/「別居して最初は実家にいたが、親に所得があるため、福祉関係の借入れができずに、保育料 7 万円の支払いは祖父母から借りた。アパートを借りるにもお金がかかったので諦めた。離婚と同時に実家を出て、児童扶養手当がもらえるようになったし、4 月には認可保育園にも入れた。実家から出ない限り、何も公的な支援が受けられなかった。離婚前は金銭的にはとても苦労した。」

●婚姻費用なし、親族の援助なし

「1 年ほどの別居期間中、経済的に本当に辛かった。ボロボロのアパートに住んでいた。パート収入と貯金を切り崩して暮らしていた。週 5 で働き、なるべく残業させてもらい収入を増やし、嘱託職員並みに働いた。土日には友達に子どもを預けてヘルパーの仕事をかけもちした。当時は児童手当と NPO 団体から食料や衣料支援を受けていた。婚姻費用はなく、収入は合計 16 万円くらいだった。家賃と認可外保育園の費用で殆ど給料は消えていった。」

(4) 就労状況と経済的自立

(a) プレシングルマザーの就労パターン

インタビューから、調査協力者の就労状況を結婚前、婚姻中、別居後でみると、以下の 3 パターンに分類できた。第 1 のパ

ターンは、結婚や出産を機に退職し、子育て中は家計補助的なパート就労をするという、今日でも日本の既婚女性に多く見られるパターンである。本調査では全体の7割以上の30名が該当していた。結婚時の退職理由は、「出産・子育て」が最も多いが、他に「夫の転勤」、「夫が働くことを望まなかった」などがあつた。別居後は、子どもを抱えて経済的な自立を目指す、高いスキルや強力な資格がない場合の求職活動は困難を極める。第2は、結婚や出産で一旦退職するが、以前のキャリアを活かしたり、国家資格を取得したりして婚姻中に仕事に復帰しているパターンである。別居後の生活の変化にも比較的対応できていた。2名が該当していた。第3は、結婚前から継続就労しているパターンである。経済的に安定しており、別居後も自らの就労収入で子どもとの生活が維持できていた。8名が該当していた。

最も厳しいのは第1のパターンである。別居後は、親族からの援助や婚姻費用や蓄えが頼りだが、それらが全くない場合は、特に深刻である。繰り返し述べるが、離婚後のひとり親世帯に支給される「児童扶養手当」を得るために、何も取り決めせず離婚を急ぐ苦渋の決断をしたケースが5件あつた。

#### ●別居後の仕事復帰の大変さ

「別居後最初はパートに出たが、裁判の準備とかで大変だった。子どもも新しい環境に馴染まず、不登校になり荒れていた。とにかく手いっぱい、週2日ぐらいしか働けなかった。仕事はブランクが長かったので、最初は大変だった。キャリアの中断はきつかった。夫からは、「お前が子どもたちを食わさせられるわけがない」と言われたりした。別居後すぐに、ある程度の収入を得るのは難しいと実感した」/「夫が家

を出て行ったので、働かなくてはと思った。運よく仕事がすぐ決まったが、離婚前が一番辛かった。突然涙が流れたり、会社に行く道を間違えたり、精神的にパニック状態だった。仕事をしていても頭に入らず同じミスを何度もした」/「別居後やっと今の契約社員のパートにつけたが、それまで何十社も落ちた。自治体の就業支援講座にも通ったがダメだった。50歳になる前になんとか正社員になりたいと思う。定年まで続けられる仕事を探している。最近やっと落ち着いてきたので、就活に全力を注ぎたいと思っている。」

#### (b) 経済的自立に影響を及ぼす要因

ここでは、調査協力者の就労状況を基に、経済的自立に影響を及ぼす要因について考えて見たい。調査時点で40名のうち、38名は離婚が成立していたため、離婚後の就業形態であり、2名は係争中のため、別居中の就業形態である。

表4-5 調査協力者の就業形態

(人)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 正規雇用                        | 21 |
| パート・アルバイト等<br>(嘱託、契約、準社員含む) | 13 |
| 自営業                         | 2  |
| 家族従業者                       | 1  |
| 失業中                         | 3  |
| 合計                          | 40 |

「正規雇用」が最も多く、21名であつた。係争中の2名もここに含まれていた。また、医療関係等の国家資格やそれに準ずる資格を持つ者も6名いた。非正規雇用の「パート・アルバイト等」(嘱託や契約社員を含む)が13名、「自営業」が2名、「家族従業者」が1名、コロナ禍の影響で3名が失業中であつた(表4-5)。

次に、インタビューから就労年収が把握できた 35 名について、就労年収階級別に最終学歴と就業形態をみたものが表 4-6 である。カッコ内の数値は、前述した継続就業パターンに該当する人数である。

全体では、就労年収「200～300万円未満」が 9 名と最も多く、その前後におよそ 7 割が集中している。就労年収は数十万円から 1000 万円と大きな開きがあった。年収「200～300万円未満」を境に、最終学歴と就業形態の分布に明確な格差が確認できる（藤原 2012：165）。

周（2014：48）は、シングルマザーの経済的自立の分析基準として、就労年収 300 万円以上か、生活保護や児童扶養手当といった福祉給付を受けていないか、あるいはこの 2 つの要件を同時に満たしているかで捉えている。そこで、就労年収 300 万円を基準にみると、300 万円以上には 14 名が該当し、13 名が正規雇用であった。前項で述べた継続就業パターンも 5 名が該当していた。最終学歴でも「大学・大学院」が 9 名と多い。さらに 400 万円以上には、持ち家所有者が 3 名いた。

しかし、「経済的自立」を十分に果たしているケースも、収入の多寡に関わらず、離婚交渉、子どもとの関わり、将来の生活不安など、多くのプレシングルマザーと同様の悩みを抱えている。

●子育てと仕事のジレンマ

「コロナがありリモートワークで、24 時間子どもと一緒に、離婚裁判やって、本当に辛かった。体調を崩し入院した時、子どもをどうしたらよいかと区に相談したら、「まず警察で、夜が明けたら児童相談所だ」と言われた。夜中でも何かあった時にすぐ来てもらえる人がいれば良いと思った。今の収入は自分が健康で働けて、会社が存続することが前提だ。やっぱり 2 人で働いている家庭とは違う。家のことや子育てや、仕事もあるし、ちゃんと遊んであげていないし、ちゃんとできない。いいお母さんではないと思うが、自分のキャリアや人生もあるので、全て投げ打って、ずっと子どもと一緒にいるのは自分にとって幸せではないし、子どもにも優しくできないなというジレンマを感じる。」(大学院・就労年収 1000 万円、正社員)

表 4-6 就労年収階級別最終学歴と就業形態

N=35 人

|      |            | 100 万円未満 | 100～200 万円未満 | 200～300 万円未満 | 300～400 万円未満 | 400～500 万円未満 | 500 万円以上 | 失業中 |
|------|------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|-----|
| 最終学歴 | 高校         |          | 4            | 1            | 1            | 1            | 1        | 2   |
|      | 短大・専門学校    | 1        | 3            | 2            | 1            | 1            |          | 1   |
|      | 大学・大学院     |          | 1            | 6            | 5            | 2            | 2        |     |
| 就業形態 | 正規雇用       |          | 1            | 5            | 6 (1)        | 4 (3)        | 3 (2)    |     |
|      | パート・アルバイト等 | 1        | 5            | 3            | 1            |              |          |     |
|      | 自営業        |          | 1 (1)        | 1 (1)        |              |              |          |     |
|      | 家族従業者      |          | 1            |              |              |              |          |     |
|      | 合計         | 1        | 8            | 9            | 7            | 4            | 3        | 3   |

注 1) 調査時点で、就労収入不明の 5 名を除いている。

注 2) 「パート・アルバイト等」には、嘱託、契約社員、準社員を含む。

注 3) カッコ内の数字は継続就業パターンに該当した人数を示している。

一方、300万円未満には18名が該当しており、「パート・アルバイト等」が多くなる。継続就業パターンは「自営業」の2名のみであった。個別ケースをみていくと「100万円未満」に該当するパート就労のケースは、難病を抱えて働けていない。「100～200万円未満」に該当する正規雇用のケースは、夫の暴力から地方に逃れて、培った高いスキルを十分に活かすことができないでいた。次節で取り上げるが、深刻なDV被害者は、子どもを連れて身を隠すことが最優先であり、それが就労にマイナスの影響を及ぼしていることがわかる。

周(2014:46)は、シングルマザーの経済的自立に影響を及ぼす個人的要因として「稼働能力」、「育児負担」、「社会的・私的支援」<sup>(17)</sup>をあげているが、それに経済的自立を阻害するマイナス要因として離婚原因、特にDV被害を加えたい。

## 5. DV被害者の離婚の困難さ

調査協力者40名のうち21名が夫からのDVを離婚原因としている。2001年の配偶者暴力防止法(以下DV防止法)施行以降、徐々に被害の深刻さが社会に認識されつつある。DV認定を受ければ、離婚前であっても公的支援の対象となる。しかし、救済制度は十分ではない<sup>(18)</sup>。やっとの思いで子ども共々、夫の壮絶な暴力による支配とコントロールから逃れても、精神的ダメージからの回復には時間がかかり、多くのケースがマイナスからの生活再建を余儀なくされている。

### (1) 被害の気づきと回避の困難さ

DVを離婚原因とする21名のうち、半数の10名が、当初、自分がDVやモラハラ被害にあっていることを認識していな

かった。友人やかかりつけ医や4ヶ月検診の保健師や行政の相談窓口で指摘され、自分が普通ではない状況にいることを知り、離婚を決意している。早期に適切な情報や相談窓口につながるか否かが、迅速な脱出の決め手となっている。21名のうち、夫が家を出て行った2名を除き、12名は実家に、4名は賃貸アパートに、3名はシェルター等の保護施設に身を寄せている。しかし問題なのは、DV被害者と認定されなければ、公的支援につながらないということである。ほとんどのケースが自助努力で別居後の生活を切り開いている。

「逃げる」という選択肢しかない状況は、生活再建過程においても、あらゆる面で厳しい制約が生じている。21名中8名が現在も住民票の閲覧制限をかけており、インタビューでは毎年の更新手続きの負担感も語られていた。「安定定住までの道のり」(葛西2017:90)は険しい。

#### ● DV被害の気づき

「夫から、いつも「お前が至らないからだ」と言われ暴力を受けていた。誰にもいえず、ひとり我慢していた。DVとわかったのは、家を出てくる数ヶ月前だ。友人に、自分の友人のこととして相談したら、「DVだ」と言われてわかった。10年以上DVで過ごしてしまっ、もっと早く自分に知識や情報があったらと今でも悔やむ」/「子どもを背負っているのに首の所を殴ってきたりした。モラハラもさらにひどくなったが、当時、自分が、異常な状況で暮らしていることに気づかなかった。友人には自分自身の恥を晒すようで相談もできなかった。子どもが通院していた小児科医に思い切って相談したことで、自分が大変な状況に置かれていると気づいた。医師に「すぐ市の相談へ行け」と言われて、市の男女共同参画センターに相談いき、その一週間後に、子どもたちと荷物を車に

乗せて逃げ出した。実家では「何があっても守るから」と言ってくれた」/「別居中に市役所に何か受けられる支援はないか聞きに行った。そこで初めて、自分がDVを受けていることを指摘され、ビックリした。言葉や経済的なDVだとはそれまで全く知らなかった」/「図書館で本を見たのかもしれないが、「モラハラ」という言葉を見つけ、社会の問題だとわかったときは感動した。」

### ●適切な相談窓口へのアクセス

「夫に子どもが毎日怒鳴られ往復ビンタも日常的だった。止めに入ると、自分がボコボコにされた。殺されるかと思い、警察に駆け込んだが、「夫婦喧嘩だよ」と言われ帰ってしまった。このままここにいたら、子どもも自分も守れないと思って車で家を出たが頼るところもなかった。1週間ほど子どもと車で公園を転々とした。たまたま知り合いに出会い、「福祉に助けを求めろ」と言われ、福祉事務所に相談して自立支援センターに入居したが、そこを出て、自分で家賃が払えるようになるまで3年かかった。当時、DVの認識はなかった。変な宗教に入っているようだった。自分が我慢すればいいと思い、何年も過ごしてしまった」/「以前から、女性相談センターに電話相談をしていた。家を出るか出ないかの相談で、区役所の子ども家庭支援課に行った。家とかシェルターとか聞いたが、「家を出て来てくれないと対応できない。前段階で受け入れると言えない」と言われ、行った甲斐がなかった。」/「市役所のDV相談と女性センターに同時進行で相談した。女性センターでは、担当がついて常にアドバイスしてくれ、警察に行くのはなんとなく怖かったが、生活安全課にもつないでくれた。ひとり親支援団体や自助グループにもつながることができた。」

### ●脱出後の施設での生活

「友人の助けで夫に気付かれずに家を出て、福

祉事務所に駆け込み、子どもとシェルターに3週間入った。福祉事務所の対応がひどかったので、当日の実務的なところだけ利用した。その後、母子保護施設は空きがないと言われて、生活困窮者一時保護施設に移った。セキュリティはほとんどなかったが、すぐにアパートに移る気力もなかったので、結局3ヶ月そこにいた。家賃が1.2万円くらいと安く、トイレは各部屋にあり2Kで広かったが、お風呂は共同、食事は自分で用意した。外部との連絡は自己責任で取れたので、すぐに婚姻費用と離婚の調停を申し立てた。」

### ●住所秘匿

「養育費の請求も考えたが、DVの特徴で、つきまとわれたら、子ども達のところに行き着いてしまう恐れがあり、手続きは取っていない。夫の知人から聞くと、夫が見つけれ出してやると言っていたそうだ。今は住所秘匿にしている。母子寮では、学校も偽名で行かせていた。子ども達に気の毒だった」/「住所の閲覧禁止の手続きは毎年しなければならない。警察に行って相談をして、書面を持って市役所に行くという手間で1日潰れてしまう。記録が警察にファイルされているのに、初めての人に1から説明しなければならない。「今何もされていなければいいんじゃないですか」とか言われるので2次被害を受けているようだ」/「前の友人とも、住所がわかると困るので一切関係を断っている」/「養育費の公正証書を作るにも、住所を記載しなければならないので諦めた。」

## (2) 長引く離婚交渉

離婚成立までの話し合いも困難を窮めている。離婚原因別の離婚方法を比較すると、DV・モラハラ離婚の場合は、21件中19件が家庭裁判所を介しており、離婚訴訟の割合が高い(表5-1)。また、相手と話し合いができないため、ほとんどが弁護士

を依頼している。しかしその選任や費用、関わり方を巡っても苦慮していることがわかる。インタビューでは、「調停で半年以上もめた」、「調停で1年、裁判で1年かかった」、「相手と3、4ヶ月連絡が取れなかった」といった長引く離婚交渉への不安や苛立ちや焦燥感が多く語られていた。

表5-1 離婚原因別の離婚方法

N = 40

|     | 調停 | 裁判 | 調停→<br>協議 | 協議 | 係争中 | 合計 |
|-----|----|----|-----------|----|-----|----|
| DV  | 9  | 5  | 3         | 2  | 2   | 21 |
| その他 | 7  | 1  | 2         | 9  | 0   | 19 |

●苦渋の決断で協議離婚した

「弁護士から、一度離婚届を送ってみようという提案があった。今応じてくれるなら、全部いらないという手紙を出した。苦渋の決断だった。当時児童扶養手当ももらえず、とにかく経済的に厳しかった。仕事は働き始めたばかりで手取り9万円だった。弁護士費用は着手金が30万円、成立すればさらに30万円かかった。長引けば、もっとかかることが目に見えていた。養育費だけはもらいたかったが、返事がなければ調停をすると書いたら、やっと離婚届が返送されてきた。一度も養育費はもらっていない。」

(3) 経済困窮

被害者の多くは夫の暴力から逃れ、新たな場所での生活再建を目指す。しかし、心身に深いダメージを受けているばかりか、それまでの友人や生活基盤も失い、社会から孤立しているケースもある。適切な仕事にもつきにくくなかなか浮かび上がれない。

DV防止法が目指すDV被害者を一時保護し、さらなる被害を防止しつつ被害者の自立を促すと言う枠組みが機能していないことを示している（日本弁護士連合会

2020：3）。

●PTSD症状（心的外傷後ストレス症候群）

に悩まされ仕事も制約される

「今もずっと、後遺症を引きずっている。元夫に似た後ろ姿やスーツ姿の男性を見るとフリーズして動けなくなる。弁護士に養育費の相談に行ったら、「いろいろなことを思い出し、お金に執着する人なので、何か行動を起こす可能性はあるから、頑張って働く方を勧める」と言われた。それでがむしやらに勉強し、保育士の資格を取ったが、保育園で家族の幸せな姿を見るのが辛く、資格は活かせていない。今の職場は給料はすごく安く、家からも遠いが周りの人に支えられている。」（大卒・嘱託職員）

●土地勘もない地方に逃れて

「知り合いもいないし、土地勘もなく、ハローワークにも行ったが、食べていけないような仕事しかなかった。今の会社は派遣会社の仲介で、事務で入ったが、会社の景気が悪くなり、現場に回されて、毎日油にまみれて働いている。手取り17万円。家賃が6万円で光熱費払って、児童扶養手当は4万円だ。結婚前はやりがいのある仕事をしていた。もう一度自分の経験を活かせる仕事ができないかと思っている。自分だけ全く違う環境で、キャリアも捨てて、あなたの子どもを育てているのはフェアではないと思う。」（大卒・派遣社員）

「市民社会の領域であるなら「犯罪」を構成するような深刻な暴力の行使が、私的領域では罰されない」（上野 2006：116）という矛盾した状況に、被害者たちはやり場のない理不尽さを感じている。

## 6. プレシングルマザーへの支援の可能性 —結びに代えて

本稿の目的は、プレシングルマザーが離婚過程で直面する生活課題を明らかにし、その支援ニーズを探り、離婚後の安定した生活につながるための有効な支援策を検討することであった。

プレシングルマザーは前述したように、実質ひとり親でありながら、法的に婚姻関係が継続しているために、属性や制度的にはひとり親とみなされず、ひとり親支援の枠組みや世帯単位の社会保障の外に置かれている<sup>19)</sup>。さらに、困難な離婚交渉が別居を長期化させているケースも多く、公的支援のない中で、子どもを抱えて生活の自立を余儀なくされている。

プレシングルマザーは、最も過酷な状況に置かれた「シングルマザー」といえよう。

以下では、本調査研究から明らかとなった、プレシングルマザーが離婚過程で直面する生活課題を整理し、支援策を示したい。

まず、第1に、複合的な課題を抱えるプレシングルマザーが気軽に相談できる、包括的な相談窓口が身近にないことである。また、公的情報の「ハブステーション」として機能している「児童扶養手当」等を受給していないため、公的情報へのアクセスにも支障が生じている。さらに、相談窓口の地域格差も指摘できる。

第2に、制度のはざままで、自助努力による生活自立を強いられていることである。本調査では、半数以上が別居中は実家に身を寄せ、親族からの経済的・精神的サポートを受けていた。このようなサポートがないケースは、文字通り自助努力のみである。児童扶養手当等の公的支援を受けるため、やむなく不本意な条件で離婚を早めるケースもあった。

第3に、日本の離婚制度の課題である。別居を長期化させる調停制度の仕組みや、協議離婚が9割を占める日本の現状は、別居中の生活費である「婚姻費用」の確保を困難にしている<sup>20)</sup>。

第4に、实际的な子育て支援もない中で、仕事と子育てを両立する難しさと、ジレンマである。経済的な自立度にかかわりなく、ほとんどの女性が、ひとりで子育てすることの不安を抱えていることがわかる。

第5に、DV被害者への対処の課題である。DV被害と認定されなければ、現状では公的支援につながらない。認定された場合でも、加害者対策はなく、「被害者が逃げる」という選択肢しかない。その後の自立を促す枠組みも機能していない。さらに、生活再建過程では、多くが住所秘匿、キャリアの中断、「婚姻費用」や「養育費」の放棄などを余儀なくされており、PTSDを抱えているケースもあった。ほとんどの被害者が、理不尽さを抱えながら、自助努力で別居後の生活を切り開いている。DV対策については、本稿で取り上げるまでもなく、制度の見直しが議論されている<sup>21)</sup>。離婚原因の多くを占めるDVは、最大の人権侵害であり犯罪である。実効性のある対策が喫緊の課題である。

湯澤は「夫／妻という対の関係を基礎としないひとり親世帯の暮らしはジェンダー化された社会を逆照射する鏡である」(2013: 71)と指摘する。プレシングルマザーの生活課題と暮らしには、日本における性別役割分業をはじめとするジェンダー不平等な社会規範と、それを助長してきた制度の矛盾が鮮明に映し出されている。

今、家族・地域社会の変容に伴い、複合的な課題を抱える人々や制度のはざまにある問題にいかに対応するかが、社会的に大きく問われている(宮城 2021: 35)。本稿



のこれまでの調査結果を踏まえて、プレシングルマザーに対し、早急に実現可能な2つの支援策を提示する。

1つは、自治体と、NPOや自助グループ等の民間非営利団体とが有機的に連携・協働することにより、従来の枠に捉われないう、実際的で満足度の高い支援体制の構築である<sup>22)</sup>。制度のはざまに置き去りにされ、多様な課題を抱えるプレシングルマザーへの対処は、従来の公的支援の枠組みでは限界がある。本調査研究からも明らかのように、既に、NPO団体や自助グループは、プレシングルマザーに対して、排除しない、寄り添い型のさまざまな支援を実践している。制度の齟齬を補い、プレシングルマザーへの包括的な支援を実現することは、十分に可能である。自治体等の柔軟な対応が試されている。

2つ目は、別居中の公的支援の拡充である。前述したように「ひとり親世帯にとって命綱」(赤石 2014:228)といわれる「児童扶養手当」だが、現在、「離婚調停中でも受給可能」とする制度の見直しが検討されている<sup>23)</sup>。公的支援のさらなる拡充や、離婚制度の改善、「婚姻費用」の義務化への議論に進展することを期待したい。さらに、近年、「離婚講座」に変化が起きている。これまで男女共同参画センター等において、女性を対象に行われてきた「離婚講座」だが、「子の福祉」、「養育費履行確保」の観点から、自治体において両親を対象とした「親教育」が実施されている<sup>24)</sup>。また、家庭裁判所の離婚調停においても、事前の「親ガイダンス」が試行されている(香川ほか 2020:36-41)日本には多様な家族がいる。誰もが平等に暮らせるよう、離婚やひとり親への偏見をなくし、プレシングルマザーの理解につながる「親教育」等であることを望みたい。

本稿では、制度のはざまにあり、これまでほとんど取り上げられて来なかったプレシングルマザーの抱える生活課題を俯瞰した。長年ひとり親支援活動に取り組む認定NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長赤石は、ヒアリングの際、「プレシングルマザーは、6重苦以上の困難に見舞われ、全て自助努力を求められている。あまりにも社会が放置している。対処するにはいくつもの施策が必要だが、まだまだ手付かずのところが多い」と語った。

本稿では、インタビュー調査で明らかとなった課題の主なものを取り上げた。今後は、課題を細分化して、より問題点を掘り下げていきたい。

最後に、本調査協力者の中には、自らの離婚経験から、自分を取り巻く社会の矛盾に気づき、それを変えようと活動を始めた女性たちがいることを付け加えておきたい。

## 謝辞

本調査研究に際し、自らの困難な体験を長時間にわたり詳細に語ってくださった40名の調査協力者の方々には、心より感謝申し上げます。また、貴重なコメントをくださった査読者へも心より感謝申し上げます。

## 注

(1) 中野冬美(2009a)が名付けた呼称で、一般化しつつある。離婚を考え子どもを連れて夫と別居していたり、夫の暴力から逃れるために緊急避難施設や知り合いの家を転々としている人たちで、実質シングルマザーでありながら、離婚前のため、母子世帯のための制度はほとんど利用できないシングルマザーのことを指している。

(2) 重なり合う部分もあるが「子どもの貧困」イ

- コール「女性の貧困」ではない。7 割の貧困の子どもは父がいる世帯に属している。女親の経済的地位が低いことと父親の経済力の低下が要因 (阿部 2017: 60)。
- (3) 離婚に裁判所が関与する諸外国では、離婚前に親ガイダンスや親教育が実施され、多少なりとも諸課題への当事者の主体的意欲を引き出す準備期間がある (二宮 2016: 28)。
- (4) 「子どもを養育しているシングルの一生活者」を意味する造語 (神原 2020: i)。
- (5) 「生活者が何らかの生活困窮に陥り、あらゆる手立てを講じても事態は改善せず、抑圧状態であり、行き詰まり状態になること」、また、「生活者が生活困難に陥らないように、あるいは、生活困難から脱するために無理をし続けても、もはや限界に達しており、もうこれ以上持ちこたえることは困難なこと」 (神原 2019: 45)。
- (6) 「東京都ひとり親家庭支援センター」では 17 名、認定 NPO 法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」では、78 名の応募があり、できるだけ条件にあった応募者 40 名に調査協力を依頼した。詳しくは「KFAW 調査研究報告書」(Vol.2021-1) に記載。
- (7) 適宜、語順の変更や簡略化を行っている。
- (8) DV 防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者から身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と規定されており、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力と大きく 3 つに分けられていた。現在では、社会的暴力や性的暴力が追加され、モラルハラスメントは「精神的暴力」を指す (谷本 2021: 11-12)。離婚原因について、調査協力者がモラハラと認識しているケースが多いが、「精神的暴力」であるため、DV に統一した。
- (9) 「その他の離婚原因」は、夫の異性問題が最も多く、次に夫の借金や金銭問題、性格の不一致、コミュニケーション不足、価値観の違い、義父母との折り合い、アルコール依存、ギャンブル、マザコン、うつ病、育児ストレス、会社の倒産などであった。複数原因もあった。
- (10) 当事者は、自治体職員に「専門性」を求めるが、自治体側は主として問題の「交通整理」を行う所として問題解決のサポート提供にとどまるとしている (南方・田巻 2013: 87)。
- (11) 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむは、2020 年に子育てシングルの応援サイト「イーヨ」を立ち上げ、その中で、プレシングルの疑問に、専門家が回答する Q&A をいち早く提供している。
- (12) ひとり親世帯に支給される児童扶養手当受給の際に、自治体からの情報が届く。
- (13) 「ネットワーク」はお互いが網目状につながったものであるのに対し、「プラットホーム」はそれを支える「基盤」や「土台」で、NPO や自治体などが参画して地域サービスを提供するシステムが今各地で進められている。
- (14) 受給要件は、以下のいずれかに該当することである。「父母の離婚により、父または母と生計を共にしていない。父または母が、死亡したか生死不明である。父または母が重度の障害を有する。父または母に 1 年以上遺棄されている。母が、婚姻によらないで出産した。父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた。」 (厚生労働省)
- (15) 学校に必要な学用品、クラブ活動費などを自治体がサポートする制度。自治体により基準が異なる。
- (16) 2021 年 3 月に法務省委託調査研究として協議離婚の実態把握のため、協議離婚経験者を対象に、大規模な web アンケート調査が実施された。離婚前の状況についても一部調査している (日本加除出版 2021)。それによると、婚姻費用を別居経験者の 41.6% が「知らなかった」と答えている。また、「婚姻費用の支払いをしなかった / されなかった」理由としては、「相手と関わりなくなかった」31.5%、「やり取りが煩わしかった」24.2%、「婚姻費用の制度自体知らなかった」が 23.6% となっている (青

- 木 2021 : 19)。
- (17) 育児休業制度や親族や友人からの主に育児・家事支援を指す。
- (18) 戒能民江 (2020) は現行のDV防止法の課題として、「逃げる支援」(一時保護につなぐ支援)しかなく、被害者の支援ニーズに即した包括的・継続的支援がない(被害者の自立支援の仕組みがない)。被害者支援の一環としての加害者対策の必要性などを指摘している。
- (19) プレシングルマザーであっても、DV被害や配偶者からの遺棄が認定されれば、児童扶養手当等が受給できる。
- (20) 本調査においては、40名中17名が「婚姻費用」の取り決めをしていたが、協議離婚は17名中2名であった。
- (21) たとえば、男女共同参画局男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において「DV対策の今後の方向性」について検討がなされている。[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/index\\_hbo10.html](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/index_hbo10.html) (2021年10月20日アクセス)。
- (22) 「日本では当事者団体として、これまで母子寡婦福祉会を中心に支援の枠組みが作られてきた」(森田 2009 : 337)。しかし2021年10月より、公募で認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーむが、東京都の委託を受け、「東京都ひとり親家庭支援センター」23区の運営を行うことになった。ひとり親支援事業の新たな流れと言える。
- (23) 政府の地方分権に向けた有識者会議において、今年度の対応方針に盛り込まれた。<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/72050.html> (2021年11月12日アクセス)。
- (24) 法務省は、2019年度より「離婚前後親支援モデル事業」として「地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取り組みを支援する」とし、2021年度は事業拡充予算158億円をを計上した。<https://www.moj.go.jp/content/001341511.pdf> (2021

年7月12日アクセス)。

## 参考文献

- 青木聡 (2021) 「協議離婚制度に関する調査研究報告 —調査結果から見えた協議離婚制度の課題と子への影響—」『家庭の法と裁判』第34号、14-34。
- 赤石千衣子 (2014) 『ひとり親家庭』岩波書店。
- 赤石千衣子 (2016) 「シングルマザーとシングルファーザーの現在」川崎市男女共同参画センター『シングルファーザー生活実態インタビュー調査』、71-83。
- 二宮周平 (2016) 「離婚における合意形成支援」『家庭の法と裁判』第5号、28-31。
- 阿部彩 (2017) 「『女性の貧困と子どもの貧困』再考」松本伊智朗編『『子どもの貧困』を問い直す』法律文化社、57-75。
- 上野千鶴子 (2006) 『生き延びるための思想』岩波書店。
- 戒能民江 (2020) 「DV対策の今後の方向性—DV防止法の今後の課題」(女性の対する暴力に関する専門調査会ヒアリング) <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryu/pdf/bo107-2.pdf> (2021年5月24日アクセス)。
- 香川礼子・畔上早月・中山一広「論説 東京家庭裁判所における親ガイダンスの取り組みについて～現状と課題～」(2020) 日本加除出版『家庭の法と裁判』第24号、36-41。
- 川崎市男女共同参画センター (2016) 『シングルファーザー生活実態インタビュー報告書』。
- 神原文子 (2019) 「子づれシングル女性にみる離婚の意義—離婚前の生きづらさ分析をとおして」『現代社会研究』第5号、43-63。
- 神原文子 (2020) 『子づれシングルの社会学 — 貧困・被差別・生きづらさ—』晃洋書房。
- 葛西リサ (2017) 『母子世帯の住居貧困』日本経済評論社。
- 周燕飛 (2014) 『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構。

シングルペアレント 101 (2018)『離婚を考えるお母さんに送るプレ・シングルマザー手帖』。

田中志保 (シングルペアレント 101) (2015)『プレシングルマザーヒント BOOK 私たちの選択と決断～離婚して子どもと漕ぎ出す新たな未来～ Vol.1』。

谷本恵美 (2021)『カウンセラーが語るモラルハラスメント 人生を自分の手に取り戻すために』晶文社。

中野冬美 (2009a)「プレシングルマザーを可視化する ～彼女らのニーズと支援の必要性」大阪市立大学『人権問題研究』9号、5-24。

中野冬美 (2009b)「プレシングルマザーという存在 離婚前母子家庭の現状と課題」『部落解放』622号、22-29。

日本加除出版 (2021)「令和 3 年度法務省委託研究「協議離婚制度に関する調査研究業務」報告書」

<https://www.moj.go.jp/content/001346482.pdf> (2021 年 8 月 20 日アクセス)。

日本弁護士連合会 (2020)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を求める意見書」[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion\\_201020.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201020.pdf) (2021 年 6 月 14 日アクセス)。

藤原千沙 (2012)「母子世帯の貧困と学歴 2011 年調査から見えてきたもの」『現代思想』vol.40-15、158-165。

「別居中・離婚前のひとり親家庭」実態調査プロジェクトチーム (2020)「ノーセーフティネットひとり親家庭を救え! 別居中・離婚前のひとり親家庭アンケート調査報告書」

<https://florence.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/11/20201111report.pdf> (2020 年 11 月 20 日アクセス)。

南方暁・田巻帝子 (2013)「離婚問題における当事者ニーズ 実態調査を素材として」『家族<社会と法>』(29)、79-92。

宮城孝 (2021)「地方自治体における地域特性に応じた包括的支援システムの構築に向けて」宮城孝・日本地域福祉学会 地域福祉と包括的相談・支援システム研究プロジェクト編『地域福祉と包括支援システム - 基本的な視座と先進的な取り組み』明石書店、15-42。

村上真維 (2010)「離婚問題当事者のための自治体相談ネットワーク」『法律論叢』第 82 号、375-407。

森田明美 (2009)「第 10 章 日本の政策への提言」杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策 - 日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査-』ミネルヴァ書房、323-339。

湯澤直美 (2013)「ひとり親世帯をめぐる分断の諸相」庄司洋子編『親密性の社会福祉学 ケアが織りなす関係』東京大学出版会、69-94。

〈注記〉本論文は研究本体(調査研究報告書『離婚過程の女性が抱える課題と支援ニーズ』Vol.2021-1)のテーマに関わる分析結果を整理、検討し、「研究論文」として執筆したものである。